# 遺族国庫債券の担保権の設定に関する省令 （昭和二十七年大蔵省令第七十四号）

株式会社日本政策金融公庫

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年九月三〇日大蔵省令第八七号）

この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年九月三〇日財務省令第六一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。